

【別紙 3】

職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア賃貸借契約書（案）

1 調 達 対 象

品目・形式・数量 職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア

詳細は「職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり。

2 設 置 場 所 地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部長が指定する場所

3 貸貸借期間 令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 60 か月

4 契 約 金 額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
月額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

年度別内訳

令和 6 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和 7 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和 8 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和 9 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和10年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和11年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 納 入 期 限 令和 6 年 11 月 29 日

6 契約保証金 金 円
(又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第 26 条第 2 項第●●号の規定により免除)

上記の調達について、発注者地方独立行政法人埼玉県立病院機構と受注者●●は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地
発注者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
理 事 長 岩中 督 印

●● (所在地又は住所)
受注者 ●● (商号又は名称)
●● (代表者職氏名) 印

（総則）

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（調達仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 甲は賃貸借期間中、その賃借料を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（監督員）

- 第2条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（業務責任者）

- 第3条 乙は、業務責任者を定め、「（様式1）業務責任者選任（変更）届」により甲に報告しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（確認）

- 第4条 納入確認に必要な費用は、乙の負担とする。

（瑕疵の補修）

- 第5条 甲は、検査のうえ物件の引き渡しが完了した後でも瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期日を定めてその瑕疵を補修させることができる。

（契約の変更）

- 第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（納入期限の延長）

- 第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に納入することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

（納入及びその届出等）

- 第8条 受注者は、ライセンスを納入するときは、特に発注者が指定した場合を除き、一括

して納入しなければならない。

- 2 乙は、法令により使用について行政庁の検査、検定、許可、届出等を要する物品については、その納入に際し、乙が行うべき当該行政庁への申請その他所要の手続きについて、甲に協力するものとする。
- 3 乙は、ライセンスを納入したときは、速やかに書面によりその旨を甲に届け出なければならない。

(検査)

第9条 甲は、前条第3項の規定による届出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして、前条第3項及び前項の規定を適用する。
- 3 乙は、甲から請求があったときは、前項の検査に協力しなければならない。
- 4 第1項の検査に直接必要な費用は受注者の負担とする。

(賃借料の支払)

第10条 乙は、甲に対して契約書記載の月額を当該月終了後請求するものとする。

- 2 甲は、前項による適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に賃借料を支払わなければならない。
- 3 乙の責めに帰すべき理由により、ライセンスを使用できない期間があった場合、甲は、その日数に契約金額の総額を賃貸借期間の総日数で日割計算した額を乗じて得た額（百円未満の端数は切り捨てる。）を契約金額の月額から控除して支払うものとする。

(納入遅滞の場合における違約金等)

第11条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に納入することができなかったときは、遅延日数に応じこの契約で定める契約金額の総額に年2.5パーセントを乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 本件業務の実施に関して発生した損害（個人情報取扱により発生した損害及び第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（安全確保の措置）

第13条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第15条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（取扱状況の報告等）

第16条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

（履行内容等の検査）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本件業務の履行内容及び履行方法に関して調査し、又は報告を求めることができる。甲は、乙に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第18条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（こ

これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除権等）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により納入期限までにライセンスを納入する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(5) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

4 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第20条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第21条 乙は、甲からの貸与資料等（公知の情報を除く。）及び本件業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務の履行以外の目的で利用してはならない。この契約

が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第23条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（安全確保上の問題への対応）

第24条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（事業者調査への協力）

第25条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（定めのない事項等）

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(様式1) 第3条関係

業 務 責 任 者 選 任 (変 更) 届

令和 年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構理事長あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり業務責任者を選任（変更）したので報告します。

記

契約業務名		職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達
選任	役職名	
	ふりがな 氏名	
	緊急時連絡先	
変更前	役職名	
	ふりがな 氏名	
	緊急時連絡先	